

平成 1 9 年第 2 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第2回臨時会会議録目次

第1日目（平成19年8月10日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 総務文教常任委員長の付託事件審査報告	3
○日程第 4 報告第 1 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	8
○日程第 5 議案第 1 号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第3号）	8
○閉会宣告	10

平成19年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成19年 8月10日（金）

午前 9時00分 開 会

午前 9時35分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 総務文教常任委員長の付託事件審査報告
日程第 4 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）
日程第 5 議案第 1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	6番	本 間 保 昭 君
7番	山 口 清 悦 君	8番	中 田 翼 君
9番	大 谷 久美子 君	10番	荒 木 文 一 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	堀 田 建 司 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 腰 修 司 君	16番	井 上 正 雄 君
17番	水 口 典 一 君	18番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
理 事	谷田部 篤 君	総 務 部 長	高 橋 賢 司 君
総 務 部 参 事	辰 巳 信 男 君	市 民 生 活 部 長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君	保 健 福 祉 部 参 事	佐々木 邦 義 君
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 部 長	岡 部 豊 君	教 育 部 長	高 橋 一 昭 君
教 育 部 指 導 参 事	早 瀬 公 平 君	教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君
監 査 事 務 局 長	山 本 幹 夫 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君
総 務 課 長	伊 藤 克 之 君	企 画 課 長	館 敏 弘 君

財 政 課 長 西 村 孝 君

行 政 經 営 室 長 五十嵐 千夏雄 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 飯 沼 清 孝 君

副 主 幹 田 湯 宏 昌 君

書 記 山 本 信 子 君

書 記 寺 嶋 悟 君

開会 午前 9時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成19年第2回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

この場合、さきの定例会において選任同意をいたしました小田教育長からあいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。

また、7月1日付の人事異動に伴う部長職職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時03分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において関藤議員、本間議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 総務文教常任委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、総務文教常任委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 総務文教常任委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局副主幹朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。本間委員長。

○総務文教常任委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過

について若干補足説明をさせていただきます。

今回委員会として結論を出しました請願第1号につきましては、6月26日付で本委員会に付託され、7月3日に開会いたしました本委員会において、請願者並びに紹介議員の出席を求め、本請願の趣旨の聴取並びに質疑を実施し、慎重に審査を行った結果、7月10日に開会いたしました本委員会において全会一致をもって採択すべきものと決定したところでございます。

なお、請願第1号の採択に伴い、道路整備に関する要望意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に提出すべきものとしたところでございます。

以上、委員長の補足説明とさせていただきます。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党市議団を代表して、請願第1号「道路整備に関する意見書」の提出についての請願を採択すべきものと決定した委員長報告を否とする立場から討論を行います。

初めに、長引く不況の中で経営と雇用の充実と施設や道路整備、除排雪に努力されている請願者に対し、心から敬意を表します。本意見書案の4項目のうち、第4の高齢化する道路ストックが増大することに対する対策強化については、積極的に賛同するものです。

しかし、反対理由は次の3点です。1点目は、意見書案の第1で道路特定財源の維持を明確に要望していることです。請願者は昨年も同じ趣旨で請願されていますが、舗装率や高速道路延長は1980年代に既に達成されており、道路特定財源が余る状況になっています。一方で、政府、財界は、所得税、地方税の控除改悪などに加え、消費税増税を当然視しています。さらに、医療や介護、障がい者福祉の費用増のほとんどを国民に押しつけています。これだけの負担増の一方で道路特定財源を聖域化し続けることに、国民の理解は得られません。

2点目は、意見書案第3項目、高規格幹線道路ネットワークの早期形成についてです。今必要なのは、特定財源があるからつくり続けてきた建設計画から利用実態と環境面での配慮を明確にした計画への移行です。まず、国道と並行した高規格幹線道路をふやす必要性はないと言っても過言ではありません。滝川市民が札幌や苫小牧に行くときに高速を使う率は、かなり低いのではないのでしょうか。留萌や北見や釧路や函館まで高速道路を延長するかどうかのアンケートをとったら、どんな結果が出るでしょう。格差が広がる中、マイカーも業務用も国道を使う流れが加速しているのではないのでしょうか。次に、昨年6月のG8サミットで京都議定書の約束期間が終了する2012年以降の温室効果ガス抑制目標として、2050年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含むEU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討するという合意をしました。今日本にとって必要なのは、京都議定書で約束した温室効果ガスの排出削減目標である1990年時点より6パーセント削減を5年後までにどのように達成するかです。この点で、抜本的見直し区間のうち当面着工しないとされた

区間については早期に事業化を図ることを求めるようでは、温室効果ガス削減に逆行していると厳しく指摘せざるを得ません。

3点目は、滝川市民と市内の建設業界と労働者にとってどうかということです。請願の背景にあるのは、公共事業費を維持することで経営と雇用、滝川市民の生活を守りたいというものです。基幹産業である土木建設業界に仕事が回ることなしに滝川市民の生活安定がないということについては、全く同感です。しかし、建設業の仕事量を確保するために大事なことは、どの公共事業に予算がふえれば市民にとって、業界にとってよいのかという視点ではないでしょうか。滝川市は、数年間に学校、市立病院、福祉施設の建てかえで100億円規模の財源を確保しなければなりません。しかし、地方交付税や補助金制度の改悪が続けば、これらの建設事業も計画を断念せざるを得ないことも想定されます。市立病院の建てかえでも、9月末の実施設計予算を成立させなければ未来永劫起債許可がないような悲観論も流れています。道路特定財源を守り、何が何でも道路をつくり続けることと国民にとって必要な施設整備に切りかえること、つまり一般財源化することのどちらが建設業界と市民の利益になるかは明らかではないでしょうか。

以上の3点から、委員長報告には賛成できません。

以上。

○議長 井上議員。

○井上議員 新政会を代表いたしまして、委員長報告に賛成し、意見書に賛成をする立場で討論をいたしたいと思います。

討論の趣旨につきましては、この意見書の趣旨のとおりでございますけれども、特に今共産党の清水議員からありました道路特定財源そのものの一般財源化に慎重な立場から、討論をするわけであります。いろいろご意見がありますけれども、そもそもこの特定財源がなければ大変な事態になるというようなことでございますけれども、道路特定財源はご承知のように車の取得のときの税金です。重量税、取得税、そしてまた燃料に対する税金ということで、1954年に導入されて、今は膨大な予算額になって、5兆8,000億円ということです。それで、そもそも1リッター143円のところ一般原則的には1リッター48.6円と、我々が入れているガソリンの約50円が特定財源化されているということなのですけれども、これは昭和29年のことですから、道路がまだ未整備の状態という中で、道路を利用する者から税金をもらうという受益者負担の大原則です。意見書の1にそのことを書いてあるわけでございますけれども、特定財源の制度の趣旨に反することになるということが基本原則です。今ガソリンが高くなって、それだったらガソリンの税金そのものを安くしろという意見もあります。大原則に受益者負担の原則があるということです。

それと、国土のインフラの均衡ある整備と、北海道なんかはこの財源がなかったら大変なことになります。これは交付税と同じで、全国的にインフラ整備をしていくときに、こういう制度がないと、記の2番目にある地域間格差の解消、これにもならないのです。そんなことが2番目に書いてあるわけでございます。

記の3番目の高規格幹線道路ネットワークの早期形成ということですが、これは全国的にいったら70パーセントぐらい高規格道路の整備がなされているのですけれども、北海道は43パーセ

ントぐらいです。私も、議長時代に国土交通省なんかにも陳情に行きました。そうしたら、高規格道路を優先するという事で、非常に高規格道路、高規格道路という話をします。それは、全国的に地域間格差を解消しようという大きな動きの流れなのです。そのことを書いてあるわけでございます。それで、滝川市との関係で見ますと、高規格道路もそうですけれども、一般国道も拡幅してほしいという大きな要望があります。12号線、38号線の2次改築、これはずっと市も政府与党等に陳情しています。私も自民党の役員をやっている関係で、自民党にも滝川市からの要望があります。これは、国を動かさなかったらできないのです。田村市長は、17年11月でしたか、飯島ゆかり代議士を滝川に呼んで、何とかこれをしてくれということをやりました。そういう財源確保なのです。そのときに、江部乙の改善センターでやったのですけれども、そこに輸送業者が来ておったのです。悲鳴を上げています。この財源がなかったら、大変なことになるのだと、道路の関係で。道路関係者もたくさん来ていました。そういう切実な2次改築の問題、それから38号線の2次改築の問題。38号線も本当は昭和54年、55年ぐらいから開発局でもう先見を示したのです。平成6年には、市の方も地元で拡幅をおろしているのです。それがまだできないでいるのです。それで、期成会もできているのです。そういうような中で道路特定財源が地方まで機能できるようなスタイルに持っていただきたい。これは、滝川市としてもこれを達成するために必要なことではないかという立場で、賛成の討論といたしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎は、ただいま報告のありました請願第1号、道路整備に関する意見書案を否とする討論をいたします。

意見書に記されております内容は、それなりに理解するところが多いのであります。しかし、この問題の基本的な理念を考え直す時期に来ているのではないのでしょうか。確かに道路整備に際限はないと思います。ただいま井上議員が申したように、まだまだ高規格道路、幹線道路だ、あるいは観光道路だ、国道をすべて4車線だなどと道路新設や整備がさらに振興されることは、望ましいことであります。しかし、一般市民から見ますと、自動車や燃料にかかわる税金は取り放題と言わざるを得ないのであります。車社会をつくってから、自動車に乗るために支払う税金は莫大なものであります。この観点から、道路特定財源とするか、一般財源に回すかということよりも、一般財源に回して使用する情勢であれば、この特定財源となる特定税金の税率を下げることを考えることも政治の仕事ではないかと申し上げたいのであります。今石油は、戦後最高の価格であります。価格の上昇は、税率は同じでも税額も上がります。つまり税収も多くなるわけであります。庶民の税負担が多くなることを考えることも必要ではないのでしょうか。私は、この観点で、一般財源に回す分の燃料税率を下げるとか、自動車関係の税額の軽減を考える政治力の必要性を訴えるものであります。現在は、生活のすべての面から税金を目いっぱい徴収する政策で、直接税、間接税ともに生活を圧迫するほどの税率、税額であります。価格の半分ほども課税している揮発油税、軽油税の税率をそろそろ改めるべきであります。市民の家計収入に対しまして税金の多さが目立ち、市民生活に格差が大きくなり過ぎております。道路の整備は認めますが、道路特定財源確保にのみ固執する時代は終わったと考えますので、今後は特

定財源の軽減など市民本位の意見書の提案を期待し、市民の声連合の反対討論といたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 おはようございます。無所属女性の会、窪之内美知代です。請願第1号 「道路整備に関する意見書」の提出についての請願についてを採択すべきものとした総務文教常任委員長の報告について、賛成の立場で討論を行います。

初めに、滝川の経済発展とともに建設土木労働者の生活を支えるために多大な貢献をされてきた請願者である滝川建設協会並びに会員の皆様のご努力に敬意を表するものです。私は、道路整備に関する意見書の内容すべてを可と考えるわけではありません。しかし、景気低迷が続く中で、建設土木業界の生き残りとともに、ここで働く労働者の生活維持安定のため、道路整備の推進を求められている請願者の切実な思いについては共感するものです。こうした請願者の意向を尊重し、賛成の立場をとりました。

以下、若干の意見を述べさせていただきます。意見書に記されている1から4の要望のうち2と4については、広大な地域に生活する北海道民にとって道路整備は経済や日常生活を支える基礎的整備として欠かせないものであり、道民の要望、期待に沿って計画的な整備を求めていることについては賛同いたします。1については、道路整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な財源の確保を求めるものであり、この点については異論はありません。しかし、その財源を道路特定財源に求めていることについては、慎重であるべきと考えます。道路特定財源については、一般財源化を求める声とともに、税率改正など根本的な見直し論議が行われてきています。今後どのような制度として存続していくのか、不透明な点も多く、財源をここだけに特定するのではなく、政府としてどのような形で必要な財源措置を求めるべきと考えます。3については、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を求めているものです。この点について、総務文教常任委員会において道路整備が完了した区間も走行車両台数が少ないなど高規格幹線道路の必要性や費用対効果という点で問題があるのではとの私の質疑に、請願者からは高規格幹線道路はすべてのネットワークが完成して大きな効果をもたらすものとの説明でしたが、私は高規格幹線道路の今後の整備についてはすべての路線について整備ありきという立場に立つのではなく、自然や生態系への影響の有無、生活幹線道路とのネットワークを図るなど、費用対効果や必要性、優先性など再検討の上で進めるべきと考えます。

以上を述べまして、討論とします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号 「道路整備に関する意見書」の提出についての請願を起立により採決いたします。

本件を総務文教常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、請願第1号は、総務文教常任委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ただいま請願第1号が採択されましたので、地方自治法第99条の規定に基づき、道路整備に関する要望意見書を関係機関に提出することといたします。

◎日程第4 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第4、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。教育部長。

○教育部長 報告第1号 専決処分につきましてご報告させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告させていただきます。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日時、平成19年5月22日午前9時40分ごろでございます。

事故発生場所、黄金町西1丁目の市立江陵中学校敷地内でございます。

相手方につきましては、緑町在住の小川有至さんでございまして、同校の教諭でございます。

損害賠償額は、3万9,742円。

事故原因といたしましては、刈り払い機にて中学校の駐車場付近の草刈りを行っていたところ、刈り払い機によりはね飛ばされた小石が駐車していた相手方車両の窓ガラスを直撃し、損害を与えたものでございます。

専決処分年月日、平成19年7月4日でございます。

以上、報告させていただきます。

なお、損害賠償額全額につきましては、全国市長会の学校災害賠償補償保険で補填されますことを申し添えます。

さきの第2回定例会に引き続きまして、同様の事故を報告することになりましたことを深くおわび申し上げます。再発防止にさらに努めてまいりたいと存じております。

以上をもちまして報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第5 議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

○議長 長 日程第5、議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、財団法人地域創造の地域の芸術文化環境づくり支援事業助成金によるこまつ座滝川公演実行委員会補助金の補正でございます。6月議会終了後に、市の会計を通す間接補助としての補助決定を受け、また事業日程が迫っていることから、今回臨時議会において提案させていただくものでございます。

それでは、議案第1号について説明させていただきます。1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ260万円を増額し、予算の総額を204億2,251万9,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。10款7項1目社会教育費、補正額260万円につきましては、芸術文化振興に要する経費で、こまつ座滝川公演実行委員会補助金の補正でございます。この事業は、道内5カ所において開催する連携事業でございまして、ふだん演劇に触れることの少ない市民の皆さんに一般公演より低廉な価格で演劇を鑑賞していただくことで補助の模索を行ってまいりましたが、申請段階で実行委員会組織後に直接補助がなされるものと考えておりましたが、6月議会終了後に交付決定を受けました内容は市から実行委員会への間接補助とする内容であり、よって市の会計を通して補助金とする必要が生じたことから、予算補正したいとするものでございます。こまつ座公演「円生と志ん生」の公演開催日は、8月27日の月曜日、文化センターにおいて夜の7時に開演となります。なお、入場料は、前売り3,000円、当日3,500円となっております。

以上、歳出合計で260万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。21款5項3目雑入、補正額260万円は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で260万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は可決されました。

◎閉会宣告

○議長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これにて平成19年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時35分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員